

次世代育成支援対策関連三法について

これまでの取組み

- 平成15年3月に、政府として「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を決定し、平成15年及び16年の2年間で次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置付け。
- 平成15年には、次世代育成支援対策推進法等が成立。

平成16年における取組み

次世代育成支援に関する当面の取組方針

- 平成16年においては、
 - ・「児童手当制度の見直し」
 - ・「育児休業制度等の見直し」等について、幅広く検討を行った上で所要の法案を提出。
- 児童虐待防止対策を推進する。
- 小児慢性特定疾患治療研究事業の在り方について検討する。

平成15年度税制改正に関連した「少子化対策の施策」 (総額2,500億円)

- 児童手当の充実
- その他の少子化対策
 - ・地域における子育て支援事業の充実
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・不妊治療の経済的支援
 - ・新たな小児慢性特定疾患対策の確立

次世代育成支援対策
を総合的に推進

次世代育成支援対策 関連三法の成立

児童手当法の一部を改正する法律 (→16年6月成立)
○児童手当の充実(支給対象年齢を小学校第3学年修了まで引上げ)

児童福祉法の一部を改正する法律 (→16年11月成立)
○児童虐待防止対策等の充実
○新たな小児慢性特定疾患対策の確立

育児・介護休業法等の一部を改正する法律 (→16年12月成立)
○より利用しやすい仕組みとするための育児休業制度等の見直し
(育児休業期間の延長、子の看護休暇制度の創設等)